

貧困と格差をなくし、 平和と暮らしを守る長野行動

2017 春闘

みんな で チ ラ シ 配 布

みんなで 私たちは長野地域の労働組合です。チラシを是非お読みください。

平和と暮らしを守りましょう

私たちは、長野地区春闘共闘委員会、長野地区労働組合総連合(長野労連)です。今、2017年春闘で、「STOP暴走政治! 守るういのちと平和、そして憲法 賃上げと雇用の安定、労働産業振興で地域の活性化」をスローガンに、働く仲間が力をあわせてたたかっています。

今回、私たちの願いをこめたチラシを配布させていただきます。「子ども達に平和な世界を引き継ぎたい」「安心して暮らせる社会になってほしい」…。そんな願いを実現するために、みんなの力をあわせましょう。

春闘 国民の声で政治を動かしましょう。

声をあげよう! 大幅賃上げて暮らしを改善

大規模賃上げ 賃上げを守れ
賃上げを守れ
賃上げを守れ
賃上げを守れ
賃上げを守れ

賃金や労働条件などで困った時は、長野労連(下記事項)へ電話してください【秘密厳守・相談無料】

長野地区春闘共闘委員会 / 長野地区労働組合総連合 (山形支部)

長野市県町593 高校教育会館1F TEL 026-235-8202 FAX 232-1698 http://n-roren@doo.jp

ひとり一人の行動 が世論をつくる

◆長野地区春闘共闘委員会と長野労連は2月19日(日)、「貧困と格差をなくし、平和と暮らしを守る長野行動」を実施しました。この行動には、事前のチラシ組作業(左写真中参照)もあわせ、120人が参加しました。

◆10時からの決起

集会(左写真下参照)では、情勢報告の後、4つの組織(長野県国公、全日赤長野、高教組長水支部、かざぐるま保育園労組)の代表から、賃金や働き方に関する実態や要求、職場の課題などが報告されました。どの職場も大変な実

態を抱える中、みんなでの職場が良くなる取り組みを進められることがますます求められています。決起集会の最後に、団結ガンバロウで平和と暮らしを守る取り組みを力強く進めていくことを確認しました。そして、各組合で打ち合わ

せ、長野市内にチラシをもって配布に出かけました。

◆9年間で13万5千部のチラシを、参加者みんなの手で各戸のポストに届けました。世論を作るのは私たちの一人一人の運動です。行動参加者のみなさん!お疲れ様でした。



全国統一行動「『共謀罪』『働き方改悪』NO! 大幅賃上げを 平和と暮らしを守れ 3・16 宣伝行動」(配布チラシ参照)を成功させましょう!

「働き方改悪」の政府案 過労死増やすな

◆2月14日に行われた「働き方改革実現会議」で、経団連榊原会長は、時間外労働の上限規制について次のように発言しました。「あまりにも厳しい上限規制を設定すると、企業の国際競争力を低下させる懸念がある。企業活動の実態を十分に考慮していく必要がある」。

◆電通の女性社員の過労自殺のような悲劇を、二度と繰り返さない誓いはどこにあるのでしょうか。労働者は、国際競争力向上のための道具にしか見えないのでしょうか。

◆右・下図をご覧ください。日本政府の考えている「改革」が「改悪」であることが分かります。私たち労働者が怒りをもって声を上げる時です。ニュース2/6号で紹介したネット署名のとりくみを広げましょう。

現在の労働時間に関する基準

100時間	脳・心臓疾患発症前1カ月の残業時間の過労死認定基準
80時間	脳・心臓疾患発症前2カ月～6カ月の残業時間の過労死認定基準
60時間	残業の割増賃金が5割以上になる時間※看護師については、業務の過重性から、「月60時間」を過労死ラインとして裁判所も認める。
45時間	大臣告示（1998年・労働省）で示された残業時間の限度

安倍政権「働き方改革」の残業時間

	現在	政府案
原則	大臣告示で月45時間、年間360時間	月45時間、年360時間を法制化
例外	三六協定の特別条項は上限なし（半年間）	年720時間（月平均60時間）まで容認。繁忙期は、過労死ライン（月80～100時間）まで認める可能性
適用除外	建設、運送、研究開発	「実態ふまえ検討」
勤務間インターバル	法規制なし	法制化盛り込まず

日本とEUの働き方の違い

	日本	EU
労働時間の上限	特別条項付の36協定を結べば、時間外労働は制限なし（1年間のうちの半年間が上限）	時間外労働も含めて週48時間まで
翌日の出勤までの休息	法規制なし	最低で連続11時間の休息時間確保が義務
賃金格差	非正規は正社員の6割程度	「均等待遇」で法制化。非正規は正社員の8割程度

2017年2月__日

内閣総理大臣 安倍晋三 様
法務大臣 金田勝年 様

住所 _____

氏名 _____

「共謀罪」創設に反対し、法案を国会に提出しないこと求めます

今、「共謀罪」を創設する法案の国会成立にむけた動きが強められています。思想・良心・言論の自由を侵す危険な法案であることから、過去3度にわたって廃案にされた「共謀罪」を、名前を変えて、今国会成立を強行しようとする動きに対して、強く抗議し、「共謀罪」創設に反対し、法案を国会に提出しないよう求めるものです。

「共謀罪」は、犯罪を実行していないのに、話し合い、合意しただけで犯罪とするものであり、「犯罪の実行行為を処罰し、思想や内心の意思を処罰しない」という近代刑法の基本原則を根底から破壊するものです。また、自由に考え討議する民主主義の土台を揺るがすものであり、明らかに憲法違反です。

政府は、「共謀罪」の名称を「テロ等組織犯罪準備罪」と変え、テロ対策を装っています。『国際組織犯罪防止条約』の批准のため、この条約は、国際的なマフィアを取り締まる条約であり、テロ対策とは関係ありません。テロ防止に関する国際条約13本すべてを日本はすでに締結し、国内法も整備しています。現行法で摘発は可能であり、「テロ対策」との強弁に何ら根拠がありません。

しかも、「共謀罪」が適用される犯罪の対象の多くは、「テロ」と関係のないものです。対象犯罪を減らすことが議論されていますが、対象を限定しても、危険性は変わりません。

また、『組織的犯罪集団』を処罰するものであり、一般人は対象外だ」としていますが、「組織的犯罪集団」の判断は捜査機関にゆだねられており、労働組合や市民運動も捜査対象にされてしまいます。

さらに、捜査のために会話や電話、メールまで監視される危険性があります。すでに強行された秘密保護法、盗聴の拡大や司法取引の導入に加えて「共謀罪」を創設すれば、モノ言えぬ監視・密告社会を生み出す危険が高まります。「戦争する国」づくりと一体の「共謀罪」の創設は許されません。

戦前、「労働運動は拘束されない」と説明して、治安維持法が制定されました。しかし、実際は、労働運動、宗教者、リベラリスト、学生サークルと、弾圧の対象は際限なく広げられ、その結果「戦争反対」を口にする心、心の中で「戦争はイヤだ」と思うことさえ弾圧され、日本は戦争へとまっしぐらに突き進んだのでした。この痛苦の歴史を再び繰り返さないために、私たちは、「共謀罪」の創設に断固反対します。労働組合や市民団体の運動を委縮させる、国民が声を上げることを封殺する「共謀罪」の創設に反対し、以下、要請します。

＜ 要請事項 ＞

一 「共謀罪」を創設しないこと。

「共謀罪」阻止に全力

◆報道によると、安倍内閣は3月7日にも「テロ等準備罪」=「共謀罪」法案を閣議決定し、10日に国会提出しようとしています。

◆菅官房長官は、「一般の方が（共謀罪の）対象になることはありえないでありましょう」と言いました。これは、ヒトラーの全権委任法（政府に立法権を与え、憲法に反する法律まで制定を可能にした）の演説「ほとんどこの法案をみなさんに適用することはないでありましょう」と、よく似ています。戦前、「労働運動は拘束されない」と説明して、治安維持法が制定され、戦争への道を突き進みました。

◆長野労連は、加盟組合を通して、左記要請書送付のとりくみを進めています。声を届けましょう。

国会軽視、世論無視の金田法相と稲田防衛相は、即刻辞任を。